

議案第 35 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 12 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 12 年墨田区条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同条第 4 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 条第 1 項ただし書、第 4 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項、第 5 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 17 条の 3 第 3 項中「1 の年」を「1 会計年度」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間

勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(提案理由)

区職員等との整合性を図るため、組合休暇の付与を暦年から年度に改めるほか、職員の定年引上げ等に伴い、所要の規定整備をする必要がある。